

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第167号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成24年8月5日（日） 12時20分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖東部 滋賀県彦根市所在の雨壺山一等三角点から真方位292.5° 6, 320m付近 （概位 北緯35° 16.7′ 東経136° 11.4′）
事故等調査の経過	平成24年11月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ^{アールエックスステイ} R X T 215、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-31282滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	不詳
事故等の経過	本船は、琵琶湖東部において、船長が1人で乗り組み、被引浮体に搭乗者1人を乗せてえい航しながら遊走中、搭乗者が被引浮体から水上へ転落したため、救助に向かったところ、平成24年8月5日12時20分ごろえい航索を船底部の吸水口に吸い込んで運航不能となった。 本船は、警察の警備艇によりえい航救助された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2、視界 良好
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、琵琶湖東部において、被引浮体をえい航しながら遊走中、被引浮体から水上へ転落した搭乗者の救助に向かった際、えい航索を船底部の吸水口に吸い込んだことから、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報を得られなかったため、えい航索を吸い込んだ状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、琵琶湖東部において、被引浮体をえい航しながら遊走中、被引浮体から水上へ転落した搭乗者の救助に向かった際、えい航索を船底部の吸水口に吸い込んだため、発生したものと考えられる。